平成２１年（フ）第５１７１号
大阪府寝屋川市萱島東１丁目16番８号
破産者　塩﨑　信隆
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２２９号
大阪府豊中市岡上の町２丁目５番５号833号
破産者　善林商会こと　横田　眞文
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２６４号
大阪市西淀川区福町２丁目19番３号
破産者　作才　健二
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２９１号
大阪府守口市寺方錦通２丁目６番16号
破産者　粟埜　一美
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３５９号
大阪市平野区瓜破西１丁目15番26―1014号
破産者　山下　福子
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５４号
神戸市灘区薬師通２丁目２番10号
破産者　井田　猶子（旧姓長野）
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９７２号
神戸市東灘区本山南町７丁目４番７―706号
破産者　平田　敬三
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２４３号
奈良県大和郡山市馬司町1046番地２
破産者　岡本智鶴美
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１６３号
奈良市西大寺芝町２丁目11番13―103号
破産者　勝井　秀樹
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３１２号
奈良市菅原町331番地の５
破産者　寺田　良昭
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第９５６号
広島市中区光南１丁目14番８―301号
破産者　石田　英雄
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６９号
長崎県長崎市北浦町1983番地79
破産者　濵浦　昌子（旧姓赤瀬）
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１８３号
大分県別府市大字鶴見4182番地の１ディアス五反Ａ202号、開始決定時の住所大分県別府市大字鶴見4546番地の210
破産者　小倉　　博
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２５２号
大分市大字上宗方318番地の２田中ビル303号
破産者　河野　春道
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２０年（フ）第６９３号
青森県上北郡野辺地町字鳴沢５番地16
破産者　上野　怜子
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１４号
青森市大字石江字江渡42番地23
破産者　舛甚　二俊
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第６号
青森県つがる市稲垣町繁田源66番地１
破産者　尾野　　亨
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第７号
青森県つがる市稲垣町繁田源66番地１
破産者　尾野　春雄
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第８８号
宮城県伊具郡丸森町筆甫字五反田39番地２
破産者　北川　　整
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第９０号
宮城県柴田郡柴田町船岡新栄４丁目２番地２―107号
破産者　大井　雄一
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１６８２号
横浜市神奈川区東神奈川２丁目39番地５　グリフィン横浜・ベイグランデ壱番館506号室
破産者　安藤　雅昭
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部